○電気事業託送供給等収支計算規則及びガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五六二
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（**同**二八）　五六四
○電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令（**同**二九）　五六五
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　五六八
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通・環境**一）　六一三
○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境**二）　六一五
○原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**一）　六一五
○法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令（**国土交通**二一）　六一六
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二二）　六一六
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二三）　六一八
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（**同**二四）　六二〇
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令（**同**二五）　六二〇
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（**同**二六）　六二〇
○都市再開発法施行規則等の一部を改正する省令（**同**二七）　六二九

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　六四八
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁**一六）　六四九
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　六五三
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**二）　六五四
○平成二十六年総務省告示第百四十九号を廃止する件（**総務**九一）　六五六
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**九二）　六五六
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**九三）　六五九
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**九四）　六六〇
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**九五）　六六一
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（**同**九六）　六六一
○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（**同**九七）　六六二
○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（**同**九八）　六六二
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和二年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**同**九九）　六六三
○特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を変更する件（**同**一〇〇）　六六三
○平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を改正する件（**同**一〇一）　六六三
○所有者の探索について特別の事情を有する土地又は家屋及び当該土地又は家屋に係る所有者情報を保有すると思料される者を定める告示（**同**一〇二）　六六三
○租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（**同**一〇三）　六六四
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（**総務・文部科学**一）　六六五
○所得税法第九条第一項第十四号に規定する金品を指定する件の一部を改正する件（**財務**七五）　六六六
○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**同**七六）　六六六
○所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件の一部を改正する件（**同**七七）　六六七

（以下次のページへ続く）